

## 神奈川県新しい公共支援事業基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県新しい公共支援事業基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、営利を目的としない法人その他の団体による不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動等の拡大及び定着を図ることを目的として国から交付される新しい公共支援事業交付金を積み立てるため、神奈川県新しい公共支援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、営利を目的としない法人その他の団体による不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動等の拡大及び定着を図るために実施する事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 知事は、前項の規定により基金を処分しようとするときは、その公平性及び透明性を確保するため、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会の意見を聴かなければならない。ただし、同項に規定する事業の実施に必要な事務の経費に充てるために処分しようとするときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成25年12月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県新しい公共支援事業運営委員会	神奈川県新しい公共支援事業基金条例（平成23年神奈川県条例第4号）第7条第1項に規定する事業につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------